

認定申請書添付資料（認定の基準に適合していることを説明した書類：施行規則第3条第2項第3号）

| 番号 | 施行規則 | 条項 | 措置状況 | 説明資料 |
|-------|---|------------|--|---|
| | 「電子署名及び認証業務に関する法律 施行規則」 | | （基準に対する措置状況の内容を記載する。） | （基準に適合した措置を講じていることを証明するための資料等の「名称」を記載する。添付は要しない。） |
| （記入例） | | | | |
| 3 | 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。 | 第4条 第2号 | 認証業務用設備と外部ネットワークとの通信は、ファイアウォール及びネットワークベースの侵入検知システムを介して通信を行っている。 | ・ネットワークシステム概要図 |
| | | | 証明書発行用設備と登録用設備間の通信は、通信内容の暗号化及び通信内容の変更を検知できる措置を実施している。 | 当社セキュリティマニュアル |
| 7 | 利用者の真偽の確認の方法（規定内容省略） | 第5条 | <p>郵送による申込みの場合は、住民票、印鑑登録証明書の添付及び印鑑登録証明書に係る印鑑を押捺した申込書の提出を求め、申込書を受領した旨の通知を利用者あて郵便により送付している。</p> <p>Webによる申込みの場合は、本人限定受取郵便により申込み意思確認書を送付し、当該証明書への署名及び同証明書及び住民票の返送を求めている。</p> <p>対面による申込みの受付は行っていない。</p> <p>電子証明書の更新の場合は、電子証明書の有効期間の満了3週間前までに、電子メールにより利用者あてに更新申込書を送信し、当該更新申込書に更新する電子証明書に係る電子署名を付して返信してもらうこととしている。ただし、電子メールによる更新は、2回までとし、3回目の更新については、又はの方法によることとしている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当社 認証サービスに係るCPS第3章 ・当社本人確認手順マニュアル |
| 18 | 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること | 第6条 11号 | <ul style="list-style-type: none"> ・x.509ver2フォームによる電子証明書失効リストをレポジトリに掲載し、毎日1回アップデートしている。 ・レポジトリのURLは、電子証明書及び当社のWEB上等に記録している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当社 認証サービスに係るCPS第5章 ・レポジトリ（URLの表示） |

資料作成用の表（施行規則入力済み）は、経済産業省ホームページ情報セキュリティ政策のページ（<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>）でダウンロードすることが可能です。（平成13年3月30日現在）